

令和6年度「長浜市スポーツ協会事業(スポーツ選手発掘・育成・強化事業)」 実施要項

- 趣 旨 県民総スポーツの祭典や国民スポーツ大会等で活躍できる競技選手の養成、市民の生涯スポーツの振興の観点から、長浜市スポーツ協会に加盟する団体が実施する各種事業や団体組織強化、部活動の地域移行に関する事業等の活動を支援するもの。
- 期 日 令和6年4月1日(月)～令和7年2月28日(金)
- 開 催 ①～④の各種委託事業を実施(いずれも市外の選手・団体を中心とした事業は対象外)

【①競技選手・次世代アスリート選手強化事業】

- 趣 旨 県スポ・国スポ等の大会、また今後の長浜市を担う次世代アスリート選手の強化・育成を図ると共に、広く市民のスポーツ競技力の向上を図るもの
- 実施内容 加盟団体所属選手の競技力向上・選手強化につながる事業
《実施例：バドミントン強化練習会(長浜市民体育館にて計10回の練習会)》
- 対 象 長浜市スポーツ協会加盟競技団体に所属する一般競技団体ならびに小学生(小体連)、中学生(中体連)、高校生(高体連) ※総合型スポーツクラブは除く
- 実施条件 強化練習会等を2時間単位で5回以上実施
- 交 付 額 実施する事業内容等により交付額を決定

【②競技人口拡大事業(スポーツ教室・大会開催事業)】

- 趣 旨 競技スポーツ・生涯スポーツの教室や大会等を通じ、子どもから高齢者まで全世代の市民が主体的にスポーツに取り組む機会を創出し、スポーツ人口の増加を目的として実施するもの
- 実施内容 長浜市民の初心者・経験者問わず参加できるスポーツ教室・大会の開催
《実施例：初心者弓道教室、市民向けエンジョイサッカー大会》
- 対 象 小学生～一般のスポーツ愛好者(大多数が長浜市民であること)
- 実施条件 ・スポーツ教室事業(1教室2時間単位10回程度)
・大会開催事業
※市内スポーツ施設にて開催すること(開催種目により市外を認める場合あり)
※会員限定や団体登録者のみ、市外参加者が半数を占めるような大会は不可。
- 交 付 額 実施する教室・大会内容等により交付額を決定する。

【③加盟団体組織強化(後進指導者育成、団体PR等)・部活動地域移行に関する事業】

- 趣 旨 長浜市スポーツ協会に所属する加盟団体の持続可能な後進の育成、組織PR推進等、加盟団体の組織強化に繋がる取組の支援、また部活動地域移行に関する指導者育成、地域移行受け入れ体制を進める取組を支援するもの。
- 実施内容 加盟団体の組織強化に繋がる取組、部活動地域移行に繋がる取組
《実施例：団体PRの為のホームページ開設、指導者育成講習会の実施》
- 対 象 長浜市スポーツ協会加盟競技団体
- 実施条件 加盟団体の組織強化、部活動地域移行に繋がる事業であること。
※備品購入による組織強化は趣旨と異なる為、原則不可とする。
- 交 付 額 実施する内容等により交付額を決定する。

【④国スポ運営団体組織強化事業】

- 1.趣 旨： 令和7年滋賀国スポ・全国障害者スポーツ大会に向けて、現在長浜市内定競技の柔道・ソフトテニス・相撲・ビーチバレーボール・オープンウォータースイミングについて円滑な大会運営が可能となるよう、組織強化を図ることを目的とするもの。
- 2.実施内容： 組織強化や大会運営能力の強化に繋がる事業
《実施例：国スポに向けたプレ大会実施、先進地や大会視察等》
- 3.対 象： 長浜市スポーツ協会の加盟団体で、国スポ長浜市開催内定の競技団体
- 4.実施条件： 国スポ長浜市開催内定競技団体のみ実施可
※国スポ・障スポの大会運営に必須となる備品購入は可とする。
- 5.交 付 額： 1団体上限20万円

- 4.申 請 数 ①、②、③、④各事業1つずつ実施可とする。
※ただし②競技人口拡大事業（スポーツ教室・大会開催事業）については、1教室・1大会の各1事業を実施可とする。
《例：同団体で1教室&1大会は可、同団体で2教室または2大会は不可》

- 5.注意事項
- ・長浜市スポーツ協会加盟団体以外の申請は不可となります。
(例：○支部、○支部と分けて申請は不可。事前に各団体で調整し、提出願います。)
 - ・事業実施の際は必ず事前に傷害保険に加入してください。
 - ・交付額は事業内容、収支等を考慮し決定いたします。事業内容や予算状況によっては、希望額通り交付ができない場合や交付が認められない場合もございますのでご了承願います。
 - ・長浜市外の選手・団体を中心とした事業は原則対象外といたします。

- 6.交付金 ① 旅 費 ②使用料・賃借料 ③参加費 ④印刷費
使用区分 ⑤ 通信費 ⑥消耗品費 ⑦ 報償費
※⑧ 備品購入費(国スポ運営団体組織強化事業のみ・大会運営備品等)

■上記以外の経費は、対象外となります。

※食糧費等は各団体の自己資金において支出してください。

※消耗品費として、選手の競技中の栄養補給用食品は可。

それ以外の屋食弁当代などは経費として認められていません。

※プリンターインク代は、消耗品費に計上してください。

7. 事業報告 採択された団体は、事業が完了した日から60日以内、または令和7年3月3日(月)17時必着のいずれか早い日までに、下記のすべての資料を提出してください。
なお、交付決定前に事業が完了している場合は、交付決定の日から30日以内に提出してください。

【提出資料】

- ①実績報告書
- ②収支決算書
- ③事業実施状況がわかる資料(領収書やレシート等の写し、参加者募集チラシ、当日の写真等) ※領収書は必ずスポーツ協会加盟団体名でお願いします。

8. 提出先 〒526-0831
長浜市宮司町1203番地 長浜市民体育館内 《メール》
長浜市スポーツ協会事務局
担当：茗荷・澤村 TEL 63-9806
MAIL:n-spokyo@n-bunspo.or.jp

